

# 役場からのお知らせ No.47

※記事の内容については、各課等へお問い合わせください。

※町ホームページからもダウンロードできます。 <https://www.town.takaharu.lg.jp>

## 1 「第2期神武の里たかはる人口ビジョン・総合戦略（素案）」への意見募集について

### 1 募集の趣旨

「第2期神武の里たかはる人口ビジョン・総合戦略」の素案がまとまりましたので、広く町民の皆様の御意見をお聞きするため、パブリックコメントを実施しています。

### 2 意見募集期限

令和2年5月1日（金）【必着】まで

### 3 計画の閲覧方法

- 1) 高原町役場 総合政策課での閲覧
- 2) 高原町公式ホームページでの閲覧

※郵送希望の方には個別に対応いたしますので担当まで御連絡ください。

### 4 意見を提出できる方

- 1) 町内在住・在勤・在学の方
- 2) 町内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
- 3) 計画（素案）に利害関係を有する方

### 5 提出方法

募集期限までの間に、指定する様式に住所、氏名、意見を明記のうえ、直接、高原町総合政策課の窓口へ持参、または郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。指定する様式は、閲覧場所に設置してあります。このほか、高原町ホームページからもダウンロードできます。

### 6 提出先

- ・持参の場合 募集期間中の午前8時30分から午後5時15分まで  
※ただし、土日・祝日を除く
- ・郵送の場合 〒889-4492 高原町大字西麓 899 番地 高原町総合政策課宛
- ・FAXの場合 FAX 番号 0984-42-4623
- ・電子メールの場合 メールアドレス [sougou@town.takaharu.lg.jp](mailto:sougou@town.takaharu.lg.jp)

※電話による受付は行っておりません。御了承ください。

### 7 御意見の取り扱い

- ・お寄せいただいた意見は、計画案の最終的な決定と決定後の計画の実施にあたっての参考とさせていただきます。また、意見に対する町の考え方とともに公表いたします。
- ・お寄せいただいた意見に対する個別の回答は行いません。また、類似した内容の意見については、分類整理したうえで公表する場合があります。

・指定する様式に記載していただいた個人情報は、適正に管理し、この意見募集の目的以外には使用しません。また、意見募集結果の公表の際には、住所や氏名などの個人情報は公表いたしません。

問 総合政策課 担当：瀬戸 皓太（せと こうた） ☎0984-42-2115

## 2 令和2年度高原町美しい村づくり推進事業支援補助金交付事業の募集について

### 1 対象となる実施団体

町内に拠点を有する3人以上の団体で、責任をもって事業ができる団体

### 2 補助対象事業

高原町が小さくても将来にわたって美しい地域であり続け、又はオンリーワンを目指す地域の活性化や課題解決等を図ることができる事業で、事業費2万円以上の事業。

ア 既存の活動をさらに推進する活動（例：地域の伝統芸能、郷土料理伝承、イルミネーションイベント等）

イ 新たに取り組む活動（例：子どもや高齢者等を支える地域づくり、SNSを活用した地域づくり等）

### 3 補助内容及び補助限度額

ア 1団体 10万円以内

イ 補助限度年数 3年

### 4 申込期限及び申込先

ア 申込期限：令和2年5月13日（水）まで

イ 申込先：高原町役場 総合政策課 地域政策係

### 5 提出書類

申込み受付時に、代表者へ提出書類（事業採択申請書）をお渡しします。

### 6 採択（決定）までの流れ

事業採択申請書を審査委員会で審査後、審査結果を代表者へ通知します。

問 総合政策課 担当：寺師 淳一郎（てらし じゅんいちろう） ☎0984-42-2115

## 3 ゴールデンウィーク中における「ごみ」の収集日程について

### 1 収集日・収集地区

4月27日（月）・30日（木） 燃やせるごみ

収集地区 花堂・蒲牟田・北狭野・南狭野・祓川・湯之元・中平・西広原  
上広原・下広原・並木・小塚・常盤台

4月28日（火）、5月1日（金） 燃やせるごみ

収集地区 上後川内・下後川内・川平・上麓・下麓・出口・鹿児島

### 2 収集しない日

4月29日（水）、5月2日（土）・3日（日）・4日（月）・5日（火）・6日（水）

### 3 その他 5月7日・8日は通常収集します。

当日は、午前8時30分までにごみ収集所に出してください。

問 町民福祉課 担当：松枝 るり子（まつえだ るりこ） ☎0984-42-1067

## 4 高原町移住定住支援金交付事業の御案内

高原町では、平成 25 年度より「高原町移住定住支援金交付事業」を実施しています。本年度の交付申請については下記のとおりです。申請漏れがないよう御注意ください。

### ① 交付対象者の要件

ア 移住支援金・・・転入日から 3 年を経過した日から 1 年以内が初回申請期限です。（ただし、転入前に 5 年以上町外に居住していた方が対象）

イ 住宅等取得支援金・・・住宅等を取得した日（住宅の登記日）から 1 年以内が初回申請期限です。

### ② 支援金の額

| 支援金の種類        | 支援金額    | 支援金額限度額 | 交付要件              |
|---------------|---------|---------|-------------------|
| 移住支援金         | 定額（1世帯） | 30万円    | 公務員及び転勤による転入は除く   |
| 住宅等取得支援金(移住者) | 取得費の10% | 100万円   | 町内業者を利用し住宅を新築又は購入 |
|               |         | 50万円    | 町外業者を利用し住宅を新築又は購入 |
| 住宅等取得支援金(定住者) | 取得費の10% | 30万円    | 町内業者を利用し住宅を新築又は購入 |
|               |         | 20万円    | 町外業者を利用し住宅を新築又は購入 |

※上記 3 種類のうち 1 種類のみ申請できます。

※火災・道路拡張・事故に係る保険金・補償金等による住宅取得は対象となりません。

※住宅等取得支援金の申請をされる場合は、工事請書契約書又は不動産売買契約書が必要となります。

※他の町補助金等（浄化槽設置整備事業補助金等）の交付を受ける場合は、支援金額（取得費）からその交付額を減ずるものとしております。

### ③ 交付対象要件

- ・転入した日から引き続き 5 年以上本町に居住する意志がある者
  - ・2 人以上の家族で世帯を構成する者
  - ・世帯主である者
  - ・居住地の区班に加入している者
  - ・市町村税等の滞納がない者
- などの交付対象要件があります。

### ④ 注意事項

この交付事業は、令和 3 年 3 月 31 日までに上記①のア又はイのいずれかの事由が発生しかつ③の要件を満たす方が対象となります。

そのため、令和 3 年 3 月 31 日以降に、高原町に転入された方もしくは住宅等  
を取得した方は対象外となりますので、御注意下さい。

詳細につきましては、担当課までお問い合わせください。

問 | 総合政策課 担当：正入木莉奈（しょういりき りな） ☎0984-42-2115

## 5 新型コロナウイルスに関する相談・問い合わせ窓口について

新型コロナウイルスに関する相談等については、下記の表に記載の連絡先までお問い合わせください。

| 相談内容                  | 問合せ先   | 場所                 |       |
|-----------------------|--------|--------------------|-------|
| <b>☆ 健康に関すること</b>     |        |                    |       |
| 健康相談に関すること            | ほほえみ館  | 42-4820            |       |
| ほほえみ館の施設利用に関すること      |        |                    | ほほえみ館 |
| 社会体育施設の利用に関すること       | 教育総務課  | 42-1484            | 中央公民館 |
| <b>☆ 生活に関すること</b>     |        |                    |       |
| 税金の支払いに関すること          | 税務課    | 42-2113            | 役場1階  |
| 水道料・町営住宅使用料の支払いに関すること | 建設水道課  | 42-4959<br>42-4960 | 役場1階  |
| 生活困窮に関すること            | 町民福祉課  | 42-1067            | 役場1階  |
| <b>☆ 仕事に関すること</b>     |        |                    |       |
| 商工・観光に関すること           | 産業創生課  | 42-2128            | 役場1階  |
| 農産・園芸・畜産に関すること        | 農畜産振興課 | 42-5132            | 役場2階  |
| 林業・水産業に関すること          | 農政林務課  | 42-5134            | 役場2階  |
| <b>☆ その他</b>          |        |                    |       |
| どこに相談してよいか分からないこと     | 総合政策課  | 42-2115            | 役場2階  |

**※各種支援制度については、町のホームページを御覧ください。**

問 | 総合政策課 担当：平 真樹（たいら まさき） ☎0984-42-2115

## 6 イベント自粛要請によるイベント等の延期・中止についてのお知らせ

内閣から発出されたイベント等の自粛要請により本町にも影響が出ています。イベント等の態度決定は、下表のとおりとなっていますので、御確認ください。

| 開催日      | 行事等名                | 態度決定       | 主催              |
|----------|---------------------|------------|-----------------|
| 4月21日(火) | 3歳6か月健康診断           | 中止         | ほほえみ館           |
| 5月10日(日) | 第31回神武の里総合武道大会      | 中止         | 神武の里総合武道大会実行委員会 |
| 5月12日(火) | 乳児相談                | 中止         | ほほえみ館           |
| 5月14日(木) | 肺がん検診               | 中止         | ほほえみ館           |
| —        | 肩こり腰痛予防教室・トレーニングコース | 当面の間<br>中止 | ほほえみ館           |